

1、今回読む史料

- ・徳山家文書
- ・旗本徳山家に伝わった文書。徳山家は、美濃国各務郡更木村西市場（各務原市）に陣屋を構え、各務、大野、池田の三郡で2,740石余りの領地を支配した。
- ・美濃国には、70家を超える旗本が配置されていた。しかし、それらに関する史料は、多良の高木家を除けば、乏しい。まとまった形で残る徳山家文書は、美濃の旗本を研究する上で、重要と言える。

2、宛名 徳山石見守

- ・旗本徳山家第10代秀起（天明7年〈1787〉～天保15年〈1844〉）。天保10年（1839）9月10日、大坂町奉行に任命。同年11月1日、従五位下石見守に叙任。
- ・天保10年11月16日、大坂に向けて出発。天保13年7月17日、江戸に戻るよう命を受け、同月21日、大坂を出発。同年8月4日、江戸到着。同月6日、御先鉄砲頭に任命される。

（『遺直伝来集』、墨田区教育委員会、2015年）

（参考）『遺直伝来集』より（73頁）

同年七月十七日、御用之儀有之候間、道中差急ニ不及並之日積ニ而参府可有之旨、御奉書青山下野守殿被相渡、同月廿一日発足、八月三日着之日積ニ候処、一日川支有之、四日着、御用番御老中江御届即日登 城

※青山下野守：青山忠良（丹波国篠山藩主6万石）、大坂城代。

3、史料ごとの語句、人物、年代

史料一 徳山石見守宛て土井大炊頭書状

仙洞崩御：上皇が死去すること。ここでの上皇とは、光格上皇。

得其意（そのいをえ）：以上の内容を了解する。

御機嫌：江戸幕府第12代将軍徳川家慶の機嫌。

心易（こころやすし）：安心する。

土大炊頭利位：土井利位（下総国古河藩主8万石）。老中（天保9年〈1838〉4月11日～弘化元年〈1844〉10月12日）。

年代：天保11年（1840）

史料二 徳山石見守宛て間部下総守書状

公方様：江戸幕府第12代将軍徳川家慶。

右大将様：後の第13代将軍徳川家定。天保8年（1837）、右近衛大将。天保12年11月、関白鷹司政通の養女有姫と結婚。

恐悦（きょうえつ）：目上の人への喜ばしい出来事を、自分も喜ぶという気持ちを表す語。

姫君様：関白鷹司政通の養女有姫（実父は関白鷹司政熙）。

入輿（にゅうよ）：高い身分の人が嫁入りすること。

弘（ひろめ）：広く知らせること。披露。

間下総守詮勝：間部詮勝（越前国鯖江藩主 5 万石）。老中（天保 11 年〈1840〉正月 13 日～天保 14 年閏 9 月 21 日、安政 5 年（1858）6 月 23 日～安政 6 年 12 月 24 日）。

年代：天保 12 年（1841）※徳川家定と有姫との結婚の公式発表は天保 12 年 5 月 28 日
（『続徳川実紀』、吉川弘文館、1966 年、433 頁）

史料三 徳山石見守宛て真田信濃守他三名書状

常体（じょうたい）：いつもと変わらないありさま。

真信濃守：真田幸貫（信濃国松代藩主 10 万石）。老中（天保 12 年〈1841〉6 月 13 日～弘化元年（1844）5 月 13 日）。

堀備中守：堀田正篤（下総佐倉藩主 11 万石）。老中（天保 8 年〈1837〉7 月 9 日～天保 14 年〈1843〉閏 9 月 8 日）

水越前守：水野忠邦（遠江国浜松藩主 6 万石）。老中（文政 11 年〈1828〉11 月 23（22）日～天保 14 年〈1843〉閏 9 月 13 日、弘化元年〈1844〉6 月 21 日～弘化 2 年 2 月 22 日）。

年代：天保 13 年（1842）

3、文書の様式

(1) 老中返札

- ・ 大名家側から、献上・祝儀・見舞等の意向を述べた文書の上申を受けて、それへの返札として機能する。
- ・ 差出は月番老中単独一判が通例とされる。
- ・ 料紙は折紙。
- ・ 様式上の特徴：冒頭「御状令披見候」など。末尾「紙面之趣可達上聞候（各一覽之事候、令承知候）」

(2) 登城召の奉書（切紙の奉書）

- ・ 江戸屋敷にある大名に対して、役儀御用を命じるか、江戸城への登城を命じる時に発給される。
 - ・ 料紙は切紙（折紙の折目に沿って横半分に切ったもの）。史料三も切紙。
 - ・ 様式上の特徴；書き止め文書「以上」。差出者の名は官名まで。実名と花押を欠く。
 - ・ 登城を命じるなど、事務手続き的な性格のものであり、全大名に頻繁に発給するため、簡略化された様式になったと考えられている。
 - ・ 登城を命じるだけでなく、その他の簡便な伝達に際しても使用されることがある。
- (1)、(2) は、江戸時代、老中の「御奉書」（将軍の命を奉じて他に伝達する文書）と呼ばれていた。

（『概説古文書学』近世編、吉川弘文館、1989 年、22～32 頁）